

○岡垣町広告掲載要綱

平成 19 年 1 月 31 日岡垣町要綱第 1 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日要綱第 6 号  
平成 20 年 9 月 30 日要綱第 23 号  
平成 22 年 3 月 31 日要綱第 10 号  
平成 22 年 9 月 30 日要綱第 28 号  
平成 24 年 3 月 30 日要綱第 6 号  
平成 25 年 4 月 10 日要綱第 22 号  
令和元年 12 月 24 日要綱第 51 号

岡垣町広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡垣町の所有する財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 町の財産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する町の所有する財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 町の広報印刷物
  - イ 町のホームページ（ウェブページ）
  - ウ 町の財産
  - エ コミュニティバス
  - オ その他町長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告内容等に関する基準は、必要に応じて別に定める。

(広告媒体の種類等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類、広告の規格及び広告掲載位置は、別表のとおりとする。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、第9条に定める委員会が定める。

(広告主の決定)

第7条 掲載する広告の広告主は第9条に定める委員会が決定する。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は広告主の負担とする。

(審査機関)

第9条 広告掲載を適正に行うため、岡垣町広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、副町長、課のグループ制導入に関する規則(平成13年岡垣町規則第15号)の規定によるグループリーダー(議会事務局長及び会計管理者を除く。)をもって充てる。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長には副町長を、副委員長には総務課長をもって充てる。

5 委員会は、次の事項について審査する。

(1) この要綱及び広告掲載基準に関すること。

(2) 第5条に定める広告媒体の種類、広告の規格及び広告掲載位置に関すること。

(3) 第7条に定める広告主の決定に関すること。

(4) その他委員長が必要と認めること。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、広告掲載に関して、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課契約用地管財係において処理する。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日要綱第6号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日要綱第 23 号）

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日要綱第 10 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日要綱第 28 号）

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日要綱第 6 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 10 日要綱第 22 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 24 日要綱第 51 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条）

広告媒体の種類	広告の規格	広告掲載の位置
広報おかがき	半段 53.25×86 mm 1 段 53.25×174 mm	内側お知らせページ
Web（ホームページ）	60×150 ピクセル	トップページ
封筒	封筒サイズに応じて委員会で定める。	裏面
ご使用水量等のお知らせ	70×80 mm	裏面
コミュニティバス （マイクロバス）	1,000×1,000 mm	車体側面
	360×1,000 mm	車体後部
	364×515mm	車内側面窓上部
コミュニティバス （ジャンボタクシー）	297×420mm	車内側面窓上部

